

# 日本大学教育学会会則

(平成3年6月22日改正、平成9年7月19日一部改正、平成17年7月9日一部改正、平成23年6月25日一部改正  
平成25年6月22日一部改正)

- 第1条 本学会は日本大学教育学会と称する。
- 第2条 本学会の事務局は日本大学文理学部教育学研究室におく。
- 第3条 本学会は教育の学術的研究と会員相互の連絡・協力を緊密にすることを目的とする。
- 第4条 本学会は前述の目的を達成するため次の事業を行なう。
1. 研究会、講演会等の開催
  2. 機関誌等の発行
  3. その他必要と認めた事業（詳細な内容については別に定める）
- 第5条 本学会の会員は次の通りとする。
1. 正会員：教育学科教職員、卒業生および本学会の趣旨に賛同し理事会の承認を経たる者。
  2. 準会員：教育学科学生
- 第6条 本学会は次の役員をおく。
1. 会長 1名
  2. 副会長 若干名
  3. 理事 100名以内（うち常任理事50名以内）
  4. 幹事 若干名
  5. 監査 2名
- 第7条 本学会には顧問をおくことができる。顧問は理事会の推挙、総会の承認をもって決定される。
- 第8条 会長は本学会を代表し会務を総轄する。
- 第9条 副会長は、会長を補佐し、必要ある時は会長の職務を代行する。
- 第10条 理事会は会長・副会長および理事をもって構成し、会長がこれを招集する。理事会は本学会の重要な事項を審議する。
- 第11条 常任理事会は会長・副会長および常任理事をもって構成し、会長がこれを招集する。常任理事会は本学会の常務を審議し、執行する。
- 第12条 幹事は理事の職務を助け、会計を掌る。
- 第13条 監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第14条 会長・副会長は理事の互選による。
- 第15条 理事および監査は会長が委嘱し、総会において承認を受けるものとする。
- 第16条 常任理事は理事の互選による。
- 第17条 幹事は教育学研究室助教および助手がその任に当たる。
- 第18条 役員任期は1期2年とする。再任は妨げない。但し会長、副会長、監査の任期は2期4年までとする。
- 第19条 総会は会長が招集する。総会は毎年一回開くものとする。但し理事会が必要と認めたとき臨時にこれを開くことができる。
- 第20条 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決する。
- 第21条 本学会は機関誌編集委員会をおく。機関誌編集委員会は別に定める「機関誌編集委員会規程」により組織され、機関誌の編集・発行に関わる業務を行う。
- 第22条 本学会の経費は本学会の会費・補助金およびその他寄付金をもってこれに当てる。
- 第23条 会費は、年額正会員2000円、準会員1000円とする。準会員は卒業時に正会員費5ヵ年分を一括納入するものとする。
- 第24条 本学会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第25条 本会則の改正は総会の議決による。